

社保庁からの住所情報提供が可能に (DB・DC)～その2～

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

その他

その他

ご参考に厚生基金のお客様にもお送りしています。

ポイント

DBや企業型DC制度において、未請求者(住所不明者)対策に伴う省令改正が行われる予定です。

住所情報の提供に関する実施手順等につきまして厚労省より情報を入手いたしましたのでご案内申し上げます。

- 社保庁からの住所情報提供は今秋より開始する方向にて検討中。
- 実施手順は以下のスキームにて検討されている模様。

1. 確定給付企業年金(以下「DB」と称します)及び企業型確定拠出年金(以下「企業型DC」と称します)は、承認依頼書により社保庁長官の承認を得た後、社保庁と「情報の管理に関する取り決め」及び「住所情報の取扱に関する覚書」を締結
2. DB及び企業型DCは、企業年金連合会を經由し、社保庁に対して、住所情報の提供依頼
3. 社保庁は企業年金連合会を經由し、依頼のあったDB及び企業型DCに住所情報を提供

なお、企業年金連合会の会員以外のDB・DC制度も適用可能である旨を厚労省に確認済みです。

以上